

山梨県公報

号外第十三号

平成十七年

三月二十八日

月 曜 日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県緑化センター設置及び管理条例施行規則

第一條 この規則は、山梨県緑化センター設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第七号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二條 条例第五条第一項の規定による山梨県緑化センターの指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(第一号様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書

三 実施体制を記載した書類

四 団体の概要を記載した書類

五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)

七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

八 前各号に掲げるもののほか、条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

(行為の許可の申請手続)

第三條 条例第十条第一項各号に規定する行為をしようとする者は、当該行為をしようとする日の十四日前までに、使用許可申請書(第二号様式)を知事に提出しなければならない。

2 条例第十条第一項後段の規定により許可を受けた事項を変更しようとする者は、速やかに、変更許可申請書(第三号様式)を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第二項の規定により条例の施行の日前に山梨県緑化センターの管理に關し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第二条及び第一号様式の規定の例による。

目 次

山梨県緑化センター設置及び管理条例施行規則	一
山梨県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に關する法律施行細則	五
山梨県職員旅費支給規則の一部を改正する規則	九
山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に關する事務取扱規則の一部を改正する規則	二二
山梨県附属機関の設置に關する条例施行規則の一部を改正する規則	二二
山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	二二
山梨県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則	二二
山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	三三
山梨県温泉法施行細則の一部を改正する規則	三三
山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	三五
山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則	三五
山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	三五
山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	三五
山梨県保育士修学資金貸与条例施行規則等を廃止する規則	三七
山梨県立養護老人ホーム管理規則等を廃止する規則	三七
山梨県北富士県有地管理規則を廃止する規則	三七
山梨県林業改良指導員資格試験条例施行規則を廃止する規則	三七
山梨県改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則	三八

規 則

山梨県規則第三号

山梨県緑化センター設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

年 月 日

山梨県知事

殿

(申請者)

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県緑化センターの指定管理者の指定を受けたいので、山梨県緑化センター設置及び管理条例第5条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

住所

氏名

印

(団体の場合は、所在地、名称) 及び代表者の氏名

使用許可申請書

次のとおり山梨県緑化センターの使用の許可を受けたいので、山梨県緑化センター設置及び管理条例第10条第1項の規定により、申請します。

使用の目的及び方法	
使用場所及び面積	
使用する期間	
使用人員	

注 使用場所については、位置図を添付すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

住所

氏名

印

(団体の場合は、所在地、名称) 及び代表者の氏名

変更許可申請書

年 月 日付け山梨県指令 第 号で許可のあった山梨県緑化センターの使用に関する事項について次のとおり変更の許可を受けたいので、山梨県緑化センター設置及び管理条例第10条第1項後段の規定により、申請します。

	変更前	変更後
変更しようとする事項		
変更の理由		

注 変更しようとする事項が使用場所に係るものについては、位置図を添付すること。

山梨県規則第四号

山梨県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。)の施行に関し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第七十一号。以下「省令」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第二条 法第五条第五項(法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により立ち入る者とする者が携帯するその身分を示す証明書は、身分証明書(第一号様式)とする。

(変更許可の申請)

第三条 法第十六条第一項の規定による許可の申請は、特定開発行為変更許可申請書(第二号様式)により行うものとする。

(変更の届出)

第四条 法第十六条第三項の規定による届出は、変更届出書(第三号様式)により行うものとする。

(申請書等の提出部数)

第五条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する申請書及び届出書並びにこれらに添付する図書は、正本一部及び副本二部を当該申請又は届出に係る土地所在地を管轄する地域振興局建設部に提出するものとする。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(表面)

9センチメートル

6 セ ン チ メ ー ト ル	第 号	身 分 証 明 書			
		所 属			
		職 名			
		氏 名			年 齡 歳
	<p>上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第5条第1項及び第21条第1項の規定により調査、検査等のため他人の土地に立入りのできる者であることを証する。</p>				
	交付年月日	年 月 日			
	有効期間	上記の年月日から	年 月 日	日まで	
		山梨県知事			印

(裏面)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(抜すい)
(基礎調査のための土地の立入り等)

第5条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(立入検査)

第21条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第9条第1項、第16条第1項、第17条第2項、第18条又は前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

2 第5条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

特定開発行為変更許可申請書

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第1項の規定により、特定開発行為の変更の許可を申請します。

開発区域に含まれる地域の名称			
開発区域の面積		平方メートル	
変更 に 係 る 事 項	区分	変更前	変更後
	特定予定建築物の用途		
	特定予定建築物の敷地の位置		
	対策工事の概要		
	対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要		
変更の理由			
特定開発行為の許可年月日及び許可番号			

- 備考 1 許可申請者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 2 「変更に係る事項」には、変更がない場合であっても「変更前」及び「変更後」の欄にそれぞれの内容を記載すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

変更届出書

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第3項の
規定により、次のとおり届け出ます。

1 特定開発行為の許可年月日及び許可番号

2 変更の内容

変更前	変更後

3 変更の理由

備考 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合に
おいては、押印を省略することができる。

山梨県規則第五号

山梨県職員旅費支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県職員旅費支給規則の一部を改正する規則

山梨県職員旅費支給規則（昭和三十三年山梨県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第三条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条を第二条とする。

第四条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条を第三条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（旅行命令簿の記載事項及び様式）

第四条 条例第四条第五項に規定する旅行命令簿の記載事項及び様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 在勤公署の存する都府県内への旅行で、かつ、宿泊を要しないもの 第一号様式

二 前号に掲げる旅行以外の旅行 第二号様式

2 前項の規定にかかわらず、同項の旅行命令簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて、当該旅行命令簿に代えることができる。

第五条を削る。

第六条第一項各号を次のように改める。

一 鉄道旅行 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する鉄道運送事業者の運賃の算出の基礎となつた路程

二 水路旅行 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第八条第一項に規定する一般旅客定期航路事業者の運賃の算出の基礎となつた路程

三 航空旅行 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十六項に規定する航空運送事業を営業者の運賃の算出の基礎となつた路程

四 陸路旅行 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業を営業者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者の運賃の算出の基礎となつた路程又は実測その他信頼するに足る方法により計測された路程

第六条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号及び」を削り、「場合には」の下に「、同項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第二項とし、同条を第五条とする。

第七条を第六条とする。

別表第一、別表第二、別記様式その一及び別記様式その二を削る。

附則の次に次の二様式を加える。

第2号様式(第4条関係)

旅 行 命 令 簿

命令年月日		年 月 日		旅行命令印	確認印	所属コード	所属内管理番号	事業コード			
所属	職名	氏名		住所(居所)	旅行期間	自 年 月 日	至 年 月 日	泊 日			
用務	用務地	路 線		宿 泊 先	帰 着 地	研 修 旅 行					
出 発 地	経 路		宿 泊	帰 着 地	研 修 旅 行						
<input type="checkbox"/> 在勤公署 <input type="checkbox"/> 居所 最寄りの鉄道の駅名 []		通勤距離等との調整 通勤距離等との調整 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 通勤距離(私用車) _____ km 通勤と重複する区間(電車・バス) (往) _____ (復) _____		負担金 負担金の徴収 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 負担金の内訳 <input type="checkbox"/> 宿泊 <input type="checkbox"/> 夕食 <input type="checkbox"/> 朝食 <input type="checkbox"/> その他 []		宿泊料の調整 宿泊料の内訳 <input type="checkbox"/> 室料 <input type="checkbox"/> 夕食 <input type="checkbox"/> 朝食 [やむを得ない事由]		公用車又は私用車の路程等 路程 _____ km 公用車の自動車登録番号 _____		旅行雑費 <input type="checkbox"/> 有料道路代 利用区間 _____ ~ _____ <input type="checkbox"/> 駐車場代 利用時間 _____ : _____ ~ _____ : _____	
記事		復命年月日		復命の方法		旅行者印					

- 備考
- この様式は、県外旅行又は宿泊を伴う県内旅行に使用すること。
 - 職員以外の者に旅行を依頼する場合は、その旨を記事欄に朱書きすること。
 - 旅行命令を変更する場合には、朱書きすること。

附則

- (施行期日)
- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の山梨県職員旅費支給規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

山梨県規則第六号

山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則（昭和四十六年山梨県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二条第二号に規定する課長及び同条第五号に規定する所長」を「第二条第四号に規定する課長補佐（山梨県行政組織規則（昭和四十三年山梨県規則第十二号）第九条に規定する幹事課の課長補佐に限る。）及び山梨県事務決裁規則第二条第九号に規定する出先次長（地域振興局）（峡中地域振興局、峡南地域振興局の健康福祉部）（南巨摩郡身延町に勤務する職員に係るものに限る。）及び身延建設部並びに富士北麓・東部地域振興局の健康福祉部吉田保健所及び吉田林務環境部を除く。）については、企画振興部の次長（複数いる場合には、あらかじめ局長の指定する者）」に改める。

第四条第一号中「山梨県地方労働委員会事務局」を「山梨県労働委員会事務局」に改める。

別記様式中

「
就学前特例
給付支給対象
児童
月 日
を
」

「
小学校第3号特例
給付支給対象
児童
月 日
を
」

に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の別記様式の規定による児童手当受給者台帳は、この規則による改正後の別記様式の規定によるものとみなす。

山梨県規則第七号

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和六十年山梨県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「結核診査協議会」を「山梨県結核診査協議会」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県規則第八号

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山梨県災害救助法施行細則（昭和三十五年山梨県規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表の第二の(一)の3を次のように改める。

3 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県規則第九号

山梨県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則

山梨県立職業能力開発校管理規則（昭和四十七年山梨県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一 峡南高等技術専門校の項中	「内装リフォーム科	五月	一〇名
	建設施工科	五月	一五名
リフォーム科	五月	一〇名	を「内装

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県規則第十号

山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立自然公園条例施行規則

山梨県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年山梨県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第七号イ中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第十七条の二第二十六項を同条第二十七項とし、同条第十七項から第二十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十六項中「基準は」の下に「、第十一項第二号の規定の例によるほか」を加え、同項第二号中「であつて、野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないもの」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第十一項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 条例第十三条第四項第一号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号並びに前項第七号及び第九号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築若しくは増築にあつては、この限りでない。

二 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

第二十一条の二第二項第三号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則による改正後の山梨県立自然公園条例施行規則第十七条の二の規定は、この規則の施行の日以後にされる山梨県立自然公園条例第十三条第四項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

山梨県規則第十一号

山梨県温泉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県温泉法施行細則

山梨県温泉法施行細則（平成十四年山梨県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六号様式を次のように改める。

山梨県知事 殿

住所
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

温泉の成分等の揭示届

次の場所において、温泉の成分等の揭示をしたいので、届けます。

温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所			
源泉名			
温泉の泉質			
源泉の温度及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度	源泉の温度 ℃	温泉の温度 ℃	
温泉の成分			
温泉の成分の分析年月日	年 月 日		
登録分析機関の名称及び登録番号	名 称		登録番号
温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由			
温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由			
温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨(ろ過を実施している場合は、その旨を含む。)及びその理由			
温泉に入浴剤(着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。)を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由			
浴用又は飲用の禁忌症			
浴用又は飲用の方法及び注意			

附則

(施行期日)
1 この規則は、平成十七年五月二十四日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の公布の際現に温泉法（以下「法」という。）第十四条第三項の規定に基づく届出をしている者又は同項の規定に基づく届出をしようとする者は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の山梨県温泉法施行細則（以下「新規則」という。）第六号様式の規定の例により、法第十四条第三項の規定に基づく届出をすることが出来る。

3 この規則の施行前に前項の規定によりなされた届出は、この規則の施行の日において新規則第六号様式の規定によりなされた届出とみなす。

山梨県規則第十二号

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則（平成十三年山梨県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「より入館料を減額し、又は免除する場合は、次の各号に掲げる場合とし、減額又は免除の額は、当該各号に掲げる」を「よる入館料の減額又は免除の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項第一号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとし、同条第二項中「前項第一号イから八までのいずれか」を「前項第一号イ又はロ」に改め、「運転免許証」を削り、「同号イから八までのいずれか」を「同号イ又はロ」に改め、同条第三項中「第一項第一号ニ」を「第一項第一号ハ」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県規則第十三号

山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則
山梨県建設工事執行規則（昭和四十四年山梨県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（電子入札等の特例）

第九条の二 財務規則第二百五条第一項第三号の電子入札（財務規則第三百二十七条第四項の電磁的記録の徴取を含む。）を行うときは、第六条、第七条及び前条の規定にかかわらず、知事が指定する電子情報処理組織を使用する方法によるものとする。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県規則第十四号

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

山梨県建築基準法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第一項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、同条第二項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第四項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改める。

附則

この規則は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

山梨県規則第十五号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第十号から第十六号までを次のように改める。

十から十六まで 削除

別表第二百六十号及び第二百六十一号を次のように改める。

二百六十 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可申請手数料

二百六十一 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可更新申請手数料

数料

別表第二百六十一号の次に次の三号を加える。

二百六十一の二 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業許可申請手数料

二百六十一の三 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業許可更新申請手数料

数料

二百六十一の四 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料

別表第二百六十二号から第二百六十四号までを次のように改める。

二百六十二 医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売承認申請手数料

二百六十三 医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料

二百六十四 医薬品、医薬部外品若しくは医療機器又は輸出入の医薬品、医薬部外品若しくは医療機器に係る適合性調査手数料

別表第二百六十四号の次に次の一号を加える。

二百六十四の二 医薬品、医薬部外品若しくは医療機器又は輸出入の医薬品、医薬部外品若しくは医療機器に係る定期的適合性調査手数料

別表第二百七十号の次に次の七号を加える。

二百七十の二 高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業許可申請手数料

二百七十の三 高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業許可更新申請手数料

二百七十の四 医療機器の修理業許可申請手数料

二百七十の五 医療機器の修理業許可更新申請手数料

二百七十の六 医療機器の修理業修理区分変更又は追加許可申請手数料

二百七十の七 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可証書換え交付手数料

二百七十の八 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可証再交付手数料

別表第二百七十一号から第二百七十四号までを次のように改める。

二百七十一 医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業許可証書換え交付手数料

二百七十二 医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の

修理業許可証再交付手数料

二百七十三 薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、医薬品の販売先等変更許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業許可証書換え交付手数料

二百七十四 薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、医薬品の販売先等変更許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業許可証再交付手数料

別表第二百七十四号の五から第二百七十四号の九までを次のように改める。

二百七十四の五から二百七十四の九まで 削除

別表第四百十八号の二及び第四百十八号の三を次のように改める。

第四百十八の二及び第四百十八の三 削除

別表第四百二十四号の次に次の三号を加える。

第四百二十四の二 特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定申請手数料

第四百二十四の三 特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の取消し申請手数料

第四百二十四の四 特例容積率適用地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料

別表第四百二十七号の次に次の四号を加える。

第四百二十七の二 景観地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料

第四百二十七の三 景観地区内における建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料

第四百二十七の四 景観地区内における建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料

第四百二十七の五 景観地区内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

別表第四百三十五号から第四百三十九号までを次のように改める。

第四百三十五 仮設建築物の建築許可申請手数料

第四百三十六 一の敷地とみなされる一団地内の建築物の特例認定申請手数料

第四百三十七 一の敷地とみなされる一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物の特例認定申請手数料

四百三十七の二 広い空地を有する一の敷地とみなされる一団地内の建築物の特例許可申請手数料

四百三十七の三 広い空地を有する一の敷地とみなされる一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物の特例許可申請手数料

四百三十八 一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料

四百三十八の二 一敷地内認定建築物以外の建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の特例許可申請手数料

四百三十九 一の敷地内にあるとみなされる建築物の認定又は許可の取消し申請手数料

別表第四百四十号の次に次の二号を加える。

四百四十の二 既存の一の建築物に係る二以上の工事の全体計画の特例認定申請手数料

四百四十の三 既存の一の建築物に係る二以上の工事の全体計画の特例認定変更申請手数料

別表第四百四十九号の次に次の一号を加える。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第十号から第十六号までの改正規定 平成十七年四月二日

二 別表第四百二十七号の次に四号を加える改正規定 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第百十一号）附則第一条ただし書に規定する日

三 別表第四百十八号の二及び第四百十八号の三の改正規定、同表第四百二十四号の次に三号を加える改正規定、同表第四百三十五号から第四百三十九号までの改正規定及び同表第四百四十号の次に二号を加える改正規定 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）の施行の日

四 別表第四百四十九号の次に一号を加える改正規定 平成十七年七月一日

山梨県規則第十六号

山梨県保育士修学資金貸与条例施行規則等を廃止する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦
次に掲げる規則は、廃止する。

一 山梨県保育士修学資金貸与条例施行規則（昭和三十八年山梨県規則第三十二号）

二 山梨県医学士修学資金貸与条例施行規則（昭和四十三年山梨県規則第二十六号）

三 山梨県診療放射線技師、理学療法士及び作業療法士修学資金貸与条例施行規則

（昭和四十三年山梨県規則第二十七号）

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第十七号

山梨県立養護老人ホーム管理規則等を廃止する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦
次に掲げる規則は、廃止する。

一 山梨県立養護老人ホーム管理規則（昭和三十九年山梨県規則第五十三号）

二 山梨県立特別養護老人ホーム桃源荘管理規則（昭和四十六年山梨県規則第十一号）

三 山梨県立きぼうの家設置及び管理条例施行規則（昭和五十一年山梨県規則第四十一号）

四 山梨県立はまなし寮設置及び管理条例施行規則（平成七年山梨県規則第七十五号）

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県規則第十八号

山梨県北富士県有地管理規則を廃止する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦
山梨県北富士県有地管理規則を廃止する規則

山梨県北富士県有地管理規則（昭和五十二年山梨県規則第三十号）は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第十九号

山梨県林業改良指導員資格試験条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦
山梨県林業改良指導員資格試験条例施行規則を廃止する規則

山梨県林業改良指導員資格試験条例施行規則（昭和六十年山梨県規則第五十七号）は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例(平成十七年山梨県条例第七十二号)による廃止前の山梨県林業改良指導員資格試験条例(昭和六十年山梨県条例第十九号)の規定に基づく試験に合格した者については、この規則の施行後二年間は、この規則による廃止前の山梨県林業改良指導員資格試験条例施行規則第七条第二項の規定は、なおその効力を有する。

山梨県規則第二十号

山梨県改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則

山梨県改良普及員資格試験条例施行規則(昭和五十八年山梨県規則第六号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部を改正する等の条例(平成十七年山梨県条例第九号)第二条の規定による廃止前の山梨県改良普及員資格試験条例(昭和二十七年山梨県条例第四十二号)の規定に基づく試験に合格した者については、この規則の施行後三年間は、この規則による廃止前の山梨県改良普及員資格試験条例施行規則第六条第二項の規定は、なおその効力を有する。